



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

98.12.16 No. 4893

# 「国鉄改革法の承認は、労働運動崩壊への道だ」

この間、国労内で、「国鉄改革法の承認」を機関決定させるために、臨時大会の開催を画策する動きが繰り返されつづけてきている。これは、先の定期全国大会に突然提起された「補強案」が、大会参加者の怒りの声のなかで採択できず、「継続審議」となったことに対する巻返しとして行われているものだ。それも、社民党を使って、「国鉄改革法の承認を決定しなければ一切手を引く」との「最後通告」をさせようとしたり、臨大要求署名を集めて開催を迫るなど、尋常ならざる手段で執拗に行われているのだ。

## 組合員を欺く 議論の横行

執拗に臨時大会の開催を要求する、「チャレンジグループ」は、「国労は不当労働行為を争ってきたのであって、改革法と闘ってきたわけではない」「改革法の承認は国労としてはすでにクリアーしている問題だ」「改革法を承認しても国労の運動は何ひとつ変わるものではない」などと、誰が見ても明らかなく、現場から沸きおこる怒りの声を抑えこもうとしている。

誰が見ても明らかなく、その主張は、組合員を欺くためだけの虚構の論理に他ならない。裁判闘争の戦術として改革法の是非を真正面から問わなかつたことと、「改革法の承認とは全く次元の異なる問題であり、絶対に並列に語ることはできない」という問題でないし、改革法の承認が「すでにクリアーされた問題」「国労の運動は何ひとつ変わらないような問題であるならば、一体なぜ彼らは、国労が分裂しかねないような手段まで使って臨大の開催を迫るのか。あるいは、政府・運輸省やJRは、なぜこれほど執拗に国労に改革法の承認を迫っているのか。彼らの主張からは、こうしたごく基本的な問題は、何ひとつ理解することができない。今何より重要なのは、起きている事態の本質を真正面から見すえることだ。」

## 運輸省やJRの意を受けた運動

国労東日本本部の佐藤書記長は、このの本質を隠そうともせず、次のように語っている。「宮坂書記長が改革法の承認を約束したのは間違いではない。約束は守るべきである」と。約束した先がJRや政府・運輸省であることは間違いではない。運輸省やJRが、国鉄分割・民営化の強行から12年もたった今も、執拗に国労「改革法の承認」を迫り続ける理由は、言うまでもなく国労を潰すことにある。

「改革法を事実としてのみならず、理念を含めて全面承認し、当社への協力を具体化する」(JR西日本の談話) —これが彼らの条件だ。つまり闘う労働

## 本音はどこにあるのか?

結局、チャレンジグループの改革法承認論の本音は、「一〇四七名問題の解決」にあるのではない。彼らは、明白に国労内部から国労を丸ごと変質させ、連合化させるというイデオロギーに基づいて動いている。事実、社民党の理論機関誌ではこの間、「小林」という匿名の人物が、国労のチャレンジグループを代表したかたちで論陣を張っているが、そこでは、「労使ともにお互いの立場を尊重しつつ、ともに企業発展をめざす」「労働者は有節を持ち、世の中の情勢から離れるべきではない」「新しい労使関係の組織

組合としての団結をすべて放棄しろということだ。「補強案」や臨時大会の開催をゴリおししようとするグループは、「改革法の承認が一〇四七名問題解決の入口の前提条件だ」などと称しているが、突きつけられているのは、一〇四七闘争の放棄・解体と、国労の明確な路線転換である。またこれは、必然的に国労の解散—JR連合との組織統合まで行き着くことになる。宮坂書記長やチャレンジグループもそのことは重々承知している。だからこそ、改革法の承認とともに、国労の名称変更や、全国組織の各エリア毎への解体、JR連合との共同行動などがセットで提案されているのである。

## 国鉄改革法の本質を見すえよう

われわれは改めて、国鉄改革法の本質とは何かを見すえる必要がある。絶対に忘れてはならないことは、第二臨調の最終答申—国鉄再建管理委員会の設置から分割・民営化強行までのわずか四年間の間に、約20万人も国鉄労働者が首を切られ、職場を追われたということだ。また吹き荒れる嵐のなかで二百人の仲間たちが自殺に追い込まれた。そして、七千名の組合員がJR不採用を通告され、清算事業団送りとなり、三年後に一〇四七名の首切りが強行された。そして20万人を擁した総評最強の部隊—国労は、3万人に切り崩されたのである。

【裏面につづく】

## ●根幹をなした改革法

なぜこんなことが可能であったのか。その極めて大がかりな攻撃の根幹をなしたのが国鉄改革法であった。「国鉄を解体して、全く新会社としてJR各社を発足させる。その際、新会社の要員規模は基本計画で定める。財産・設備はJRが承継するが、社員採用は新規採用とする」

これが、国鉄改革法の骨格であるが、わずか数年の間に20万人もの国鉄労働者の放逐ができたのも、あまたの不当労働行為が可能となったのも、国鉄労働運動への解体的攻撃も、国鉄改革法という、ペテンに満ちた仕組みがあつて、初めてなされたことであつた。

国鉄分割・民営化が、国労をつぶし総評を解体するために仕組まれた攻撃であつたことは、中曽根自身が語るところであるが、国鉄改革法は、始めからそのために、そのことを意図してつくられた法律に他ならない。

## ●大資本攻勢の出発点

しかも、永年にわたる血の滲む闘いによつて築きあげられてきた職場の権利や労働条件、膨大な数にのぼる協約などは、「新会社」を理由に一夜にして、すべて白紙に帰してしまつた。

国鉄分割・民営化以降、同様の強引な手法による首切り、リストラ、権利破壊が堰を切つたように全て労働者を襲つてい。つまり、国鉄改革法は、現在吹き荒れている未曾有の資本攻勢や労働法政の抜本的改悪攻撃の突破口をなしているのである。

改革法の本質は何よりもここにある。単に国鉄労働者の問題であるばかりか、全ての労働者の団結と権利に係わる問題なのだ。だからこそ、政府やJRは、12が経つた今も、国労が存在していることを絶対に許そうとせず、踏絵として改革法の承認を迫りつづけているのである。

## 事態の本質、攻防の現局面

はつきりしていることは、政府・運輸省の意図は、国鉄分割・民営化以降一貫として、国労をつぶし、労働運動全体の階級的団結を解体するという一点に据えられているということだ。しかも残念なことに、こうした敵の攻撃に呼応した部分が、国労内からも生れ、公然と声をあげる事態に至つてしまつたという事だ。

しかし今、国労の仲間たちは、こうした動きに対し、激しい怒りの声をあげ、追及し、闘いに起ちあがろうとしてい。国労内に激しい分岐が生れてい。この間、国労本部には、各地方本部・支部・分会から、次々と「改革法の承認反対」「臨時大会開催反対」「補強案」白紙撤回」を求める意見書があげられてい。その数は、すでに百通を超えていると言われており、現場で苦闘する仲間たちは、庄

倒的な多数が改革法の承認に反対してい。

われわれは、この苦闘のなかから、階級的労働運動の牽引車として、伝統ある国鉄労働組合が再確立されることを期待してやまない。

あらためて言うが、5・28判決は、国労と一〇四七名闘争の解体という、国家権力の意志に貫かれた政治的反動判決である。さらにそれにとどまらず、5・28判決が意図しているのは、大失業時代の到来という情勢のなかで、今後否応なく起きるであろう労働者の反乱、怒りの噴出に対しては、労働組合法など無視して、強権をもって圧殺するという敵の側からの戦闘宣言でもある。

一方、主体的な条件を見れば、一〇四七名闘争団をはじめ国労組合員は、5・28判決によつて受けた一時のショックからいち早く立ち直つて、首をながくして闘いの方針を待ち望んでい。この十数年間、物心両面にわたつて国鉄闘争に惜しみない支援をつづけてくれた全国の多くの仲間たちも、5・28判決への危機感と憤りをもつて、国労からの闘いの呼びかけを待っている。

## 確固とした闘いの路線・方針を

以上の観点からすれば、闘いの方針は鮮明だ。

## ●5・28判決に反撃を!

全国の仲間たちに激を発し、5・28判決と、国労の路線転換

を迫るような様々な攻撃への反撃を猛然と開始し、その闘いのなかで揺るぎない団結をうち固めることである。5・28判決が、国鉄闘争の解体のためにうち下ろされた刃であるとすれば、一〇四七名闘争の勝利の条件は、国労が火の玉となつてこれをはね返し微動だにしなければ、ここにこそ生みだされる。

## ●JR体制との闘いを

また、政治決着方針のもとで意識的に抑え込まれてきたJRに対する闘い、JR総連・革マルに対する闘いを全面的に再開・再強化することだ。JR体制の矛盾は、列車をまともに動かすことができなくなるまでに積もつてい。リーダー研習問題に見られるように革マルと手を結んだ労務政策も限界に達してい。JR体制の矛盾・弱点を徹底して突く戦略・戦術、三万名の組合員団結力とそのエネルギーを存分に引き出しうる戦略・戦術を練り上げ、本部の指令のもとに全国で一斉に闘いに起ちあがる必要がある。

国労はかつて、マル生攻撃に對して、一九七一年の函館大会で、「座して死を待つよりは立って反撃へ」のスローガンを確立して反撃に転じ、激しい職場での激突のなかから団結を回復し、マル生をはね返した伝統をもつてい。今こそこのような決意が求められてい。

## ●全国の闘いの組織者に

さらに、今国労に問われていことは、闘う労働運動の新しい

い潮流、闘う労働運動の全国的なネットワークを創りあげるために、その呼びかけを発し、先頭にたつて全国の無数の労働者の怒りの声を結集する組織者となることである。

これは、それまでの国労運動からすれば、大きな転換であることは間違いない。しかし、労働者が窒息させられようとしている時代状況のなかで、この間国労を支援してきた全国の労働者が国労に求めているのは、実はこのことだ。敵の側もそれを恐れているからこそ、あくまでも国労解体の手を緩めようとはしないのだ。つまり、今国労執行部に問われていることは、日本の労働運動全体にとつて、国労という労働組合が持つ極めて大きな位置を自覚し、自らが矢面にたつ決意を固める必要があるということだ。

「恐慌前夜」といわれる時代。

打つ手のない資本主義体制の危機が進行し、体制労基法の抜本的な改悪が強行され、来年の通常国会では、自・自連立政権のもとで、新安保ガイドライン関連法Ⅱ有事立法が制定されようという時代である。時代と離れて労働運動や国鉄闘争が成立しているわけではない。この状況に対し、労働者がいかに反撃を開始するのか、その最大の鍵を握っているのが国労である。

一〇四七名闘争の勝利は、こうした闘いのなかでこそ実現できるものだ。今こそ、確固とした闘いの路線・方針を確立し、団結を回復して反撃に起とう。